

つなぎ地区活動センター跡地利活用事業に係る貸付事業者の決定等について

1 趣旨

令和7年3月31日をもって廃止したつなぎ地区活動センター（盛岡市繫字堂ヶ沢36-1）の跡地利活用について、有償貸付を行うため公募型プロポーザルを実施し、貸付事業者が決定したことから報告するもの。また、本事業の円滑な実施や協力体制の構築のため、貸付事業者との連携協定を締結することについて、併せてお知らせするもの。

2 内 容

(1) 貸付事業者の概要

- ① 事業者名 株式会社 DreamBase 代表取締役 橋場 駿士
- ② 事業実績 ・スポーツクラブの経営及び各種スポーツ教室の経営
・各種スポーツイベントの企画、立案、運営、管理、実施及びコンサルティング
・スポーツ施設及び飲食店の経営 など

(2) つなぎ地区活動センター跡地利活用の事業内容

こどもから大人まで通年で運動を楽しむことができる室内遊び場の整備を行う。

体育館及び諸室にスポーツ器具等（トランポリン、エアーマット、跳び箱、ボルダリングなど）を設置し、多年代が楽しめる遊び場の提供を行う。

幼児から小学生向けの「遊び場エリア」、小学生から大人まで本格アスレチックに挑戦できる「アスリートエリア」、初心者でも楽しめる「ボルダリングエリア」、幼児向けの「ちびっこエリア（ボールプールや県産木材を使用した木製の遊具を配備予定）」を整備する予定。

また、産直スペースを設置し、地元の農産物や加工品の販売も行う予定。

(3) 市と貸付事業者との連携協定の締結

こどもの室内遊び場の整備や、遊び場を活用したこどもまんなか社会の実現に向けた取組は、子育て世帯のニーズに応えるための施設整備が図られるものであり、本市としても推進したい取組であることから、本事業を継続的に後押しするため、本市と貸付事業者との間で「こどもまんなか盛岡市の推進に関する連携協定」を締結する運びとなり、締結式の開催を次のとおり予定している。

- ① 日時 令和7年11月11日（火）午前9時00分～午前9時45分
- ② 場所 本庁舎別館4階 403会議室
- ③ 内容 挨拶（盛岡市及び事業者）、連携協定の概要説明、協定書署名、記念撮影、懇談
- ④ 出席者 株式会社 DreamBase 代表取締役 橋場 駿士
盛岡市 内館 茂 市長 ほか

⑤ 協定の名称 こどもまんなか盛岡市の推進に関する連携協定

⑥ 協定による連携項目

- ・ こどもの室内遊び場の整備、利活用等に関すること。
- ・ こどもの運動能力の向上や望ましい食生活等、こどもの健全な育成のための取組に関すること。
- ・ インクルーシブな環境を通じて互いの違いを認め合うことの大切さを知る機会や、自分に関係のある事柄についてこどもが自由に意見を表すことができる機会を創出するなど、こどもの権利を尊重するための取組に関すること。
- ・ その他協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 その他

事業実施に必要な資金の一部を集めるため、事業者において11月中旬からクラウドファンディングの実施を予定しています。詳細は、事業者が運営している「D-BASEスポーツ教室」のInstagramで発信する予定です。

【担当】

- ・ 施設の貸付に関すること

市民部 市民協働推進課 課長 加藤 俊男

電話：019-626-7500

- ・ 連携協定に関すること

子ども未来部 子ども青少年課 課長 佐藤 俊治

電話：019-613-8356